

海外商品先物・同オプション取引の媒介に関する契約締結前交付書面

この書面は、商品先物取引法第 217 条（旧 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第 4 条）の規定により、お客様（個人を除きます）が海外商品市場における先物・同オプション取引の委託を行う場合、お客様とその委託注文を直接受託をする現地のブローカー（インタラクティブ・ブローカーズ・エルエルシー）との間の媒介を行う、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。

この書面は海外商品先物市場における海外商品先物取引等についての説明書であり、法令により海外商品先物取引等の委託の媒介を行う前に交付するものです。インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者として委託の媒介を行います。海外商品先物取引は、その取引の仕組みや特徴がこれまでの金融取引や日本国内の先物取引とは異なっている場合がありますので、海外商品先物取引を開始されるに当たっては、この説明書の内容を十分にお読みいただき、海外商品市場における先物取引等におけるその取引の仕組みやリスクについてご理解下さい。ご不明な点は、お取引開始前に必ず受託者である「インタラクティブ・ブローカーズ・エルエルシー」へ直接ご確認下さい。

商品先物取引のリスクについて

商品先物の価格は、対象とする商品の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、商品先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、商品先物取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託をしない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済されることもあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託の差換え等が必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

商品先物オプション取引のリスクについて

商品先物オプション取引の価格は、対象となる商品価格の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、商品先物オプションは、市場価格が現実の商品価格に応じて変動しますので、その変動率は現実の商品価格に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、商品先物オプション取引に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場の状況によっては、商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

<商品先物オプションの買方特有のリスク>

- 商品先物オプションは限月の違った期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うこととなります。

＜商品先物オプションの売方特有のリスク＞

- 売方は、証拠金を上回る多額の取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- 売方は、商品先物オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託をしなければなりません。その後、相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生した場合には、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託をしない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を強制的に決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様ご自身が責任を負うこととなります。
- 商品先物取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差し入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格と最終清算数値の差額の支払いが必要となりますので、特に注意が必要です。

お客様の商品先物取引の売買指示についての制限について

旧 海外商品市場における先物取引の受託に関する法律第 8 条には、「商品先物取引業者は、海外先物契約を締結した日から 14 日を経過した日以後でなければ、当該海外先物契約に基づく顧客の売買指示を受けてはいけない」（いわゆる「クーリング・オフ」）とありますが、商品先物取引業者の事業所において行ったお客様の売買指示についてはこの限りではありません。当社グループが提供する取引システムをお客様ご自身で使用して行った「受託者との売買契約」についてはこの規則の適用はございません。

① 商品先物取引業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(住所) 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 号 1 0 番 鉄鋼会館 4 階
(名称) インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社
(代表者の氏名) 代表取締役 林 保 明
(連絡先) TEL : (0 3) 4 5 8 8 - 9 7 0 0 (カスタマーサービス)
(許可番号) 農林水産省指令 22 総合第 1352 号 / 平成 22・12・22 商第 6 号

② 商品先物取引業者が委託の媒介、取次ぎ又は代理を引き受ける者である場合には、海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者として委託の媒介を行います。
海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の名称：インタラクティブ・ブローカーズ LLC
(住所) One Pickwick Plaza Greenwich, CT 06830
(代表者の氏名) Thomas Peterffy,
Chairman of the Board of Directors, Chief Executive Officer and President

③ 海外商品市場を開設するものの名称及び当該海外商品市場の開設地並びに当該海外商品市場において行われる先物取引の期限及び目的物となっている商品の種類

海外商品先物取引及び同オプション取引における取引所及び取扱う商品の種類につきましては、以下のウェブサイトよりご確認ください。

取引所： <http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=exchanges>
取扱商品： <http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=products>

④ お客様が売付け又は買付けの注文をする場合に指示する事項

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者として委託の媒介を行いますが、お客様より売付け又は買付けの注文を受託、取次または仲介することはありません。インタラクティブ・ブローカーズ LLC への注文は、同社が提供するソフトウェア「Trader WorkStation」の発注画面の仕様に従って行っていただくこととなります。詳しくはお取引をしたい商品の発注画面の入力項目をご参照下さい。

⑤ お客様が海外先物契約に関し預託すべき金銭、有価証券その他の物(以下「保証金」といいます。)の種類及び価額並びに顧客が保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者として委託の媒介を行います
が、お客様より金銭、有価証券その他の「保証金」をインタラクティブ・ブローカーズ LLC または
お客様のために受領、保管または返却することはありません。詳細につきましては、インタラクテ
ィブ・ブローカーズ LLC が提供するソフトウェア「Trader WorkStation」の関連項目をご参照下
さい。

⑥ 商品先物取引業者がお客様から頂戴する手数料の料率及び徴収の方法

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者として委託の媒介を行います
が、お客様より直接媒介に関わる手数料をいただくことはありません。インタラクティブ・ブロー
カーズ LLC へお客様が発注された際にお客様にご負担いただく手数料の料率につきましては、以下
のウェブサイトよりご確認ください。

<http://www.interactivebrokers.com/en/p.php?f=commission>

⑦ 取引規制について

海外の商品先物取引に係る法律及び当該商品取引所の規定に基づき、一般的に次のような売買の実
行不可能の場合や規制措置がとられることがあります。詳細はインタラクティブ・ブローカーズ LLC
へご照会下さい。

- ① 海外の商品取引所は、非常事態の発生により立会の開催が困難であると判断した場合、その影響
を受ける商品又は全商品の立会を臨時に停止することがあります。
- ② 海外の商品取引所は、非常事態の発生により通常の実業を行なうことが困難であると判断し
た場合、正式に発表した上で、指定する値段に基づき指定する限月の売買建玉に関して解合（と
けあい：天災地変等により相場が激変し決済を行うことが困難となった場合や、市場の混乱等
の理由により市場の收拾がつかなくなった場合等において、市場の秩序が乱れるのを回避する
ため、売買当事者が協議して、または監督官庁の命令もしくは取引所の理事会等の決議によっ
て、売買約定を一定の値段により決済することをいいます。）を行なうことがあります。
- ③ 海外商品の値幅制限及び値幅制限の変更が行われることがあります。
- ④ 取引数量や建玉数量が制限されることがあります。
- ⑤ 市場の状況により、証拠金の金額を変更することがあります。

⑧ 海外商品市場における先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者としてお客様とインタラクテ
ィブ・ブローカーズ LLC の間で行われる取引の委託の媒介を行います。インタラクティブ・ブロー
カーズ証券株式会社がお客様へ直接勧誘を行ったり、商品の売付け又は買付けの委託注文を受託、
取次または仲介することはありません。

⑨ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく規制その他の商品先物取引業者が海外先物契約を履行する場合に受ける規制の概要

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者としてお客様とインタラクティブ・ブローカーズ LLC の間の注文を媒介いたしますが、海外先物契約を履行することはありません。

⑩ 海外商品市場における先物取引の受託等に係る手続に関する事項

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、商品先物取引業者としてお客様とインタラクティブ・ブローカーズ LLC の間で行われる取引の委託の媒介を行います。インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社はお客様へ直接勧誘を行ったり、商品の売付け又は買付けの委託注文を受託、取次または仲介することはありません。

⑪ 海外商品市場における先物取引の受託等のための主要な用語その他海外商品市場における先物取引の受託等に関する基礎的事項

1. 商品先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(1) 対象商品

取引対象の商品は、各商品取引所が指定した商品となります。

(2) 取引の単位及び期限

各商品取引所により異なります。詳細を確認するには、各商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(3) イブニング・セッション

商品先物取引では、イブニング・セッションが設けられている銘柄があり、日中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行った取引にかかる値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、各商品取引所により異なります。詳細を確認するには、各商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(4) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、各商品取引所毎に値幅制限を設けています。商品取引所は必要に応じて呼値の値幅制限を変更することがあります。詳細を確認するには、各商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(5) 取引規制

商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入れ日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 商品先物取引の制限又は禁止
- g. 建玉制限

○ 決済の方法

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済） 商品先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済する

ことができます。

(2) 現物決済 最終日に、対象商品の現物を授受することにより決済することが出来ます。

先物取引に関する主要な用語

- ・ 証拠金（しょうこきん） 先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。
- ・ 建玉（たてぎょく） 先物・オプション取引のうち、決済が完了していないものを建玉といいます。また、買付のうち決済が完了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が完了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し
売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月（げんげつ）
取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

2. 商品先物オプション取引の仕組みについて

商品先物オプション取引には、商品ごとに各商品取引所が定める規則に従って行います。（各取引所で、用語については異なる場合があります。）

○取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は次の 2 種類とします。

a プット・オプション

権利行使価格で、対象商品先物契約の売付けを成立させることが出来る権利

b コール・オプション

権利行使価格で、対象商品先物契約の買付けを成立させることが出来る権利

(2) 取引の期限

取引の期限は、各商品取引所により異なります。詳細を確認するには、各商品取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(3) イブニング・セッション 商品先物オプション取引では、イブニング・セッションが設けられている銘柄があり、日

中取引終了後の取引が可能となっています。イブニング・セッション中に行った取引にかかる値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、各商品先物取引所により異なります。詳細を確認するには、各商品先物取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(4) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、各商品先物取引所毎に制限値幅を設けています。商品先物取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。詳細を確認するには、各取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(5) 取引規制

商品先物取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 商品先物オプション取引の制限又は禁止
- h. 建玉制限

○ 権利行使

(1) 権利行使日

商品先物オプション取引の権利行使にはアメリカン・スタイル及びヨーロピアン・スタイルの 2 種類があります。詳細を確認するには、各商品先物取引所のウェブサイトをご参照下さい。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の各商品先物取引所が定める時限までに商品先物取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を下回っている場合をいいます。

(3) 権利行使の割当て

商品先物取引清算機関（以下「清算機関」という。）は、商品先物取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する商品先物取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当ての通知を受けた商品先物取引業者は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

○ **決済の方法** 商品先物オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の 2 つ の方法があります。

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済） 商品先物オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）することにより決済することができます。この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

商品先物オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格と最終清算数値との差に相当する金額を支払わなければなりません。

先物オプション取引及びその委託に関する主要な用語

- ・ 証拠金（しょうこきん） 先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。
- ・ 建玉（たてぎょく） 先物・オプション取引のうち、決済が完了していないものを建玉といいます。また、買付のうち決済が完了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が完了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し
売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月（げんげつ）
取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

以 上